

防災基本計画の修正（令和7年7月）について

内閣府防災 防災計画担当

1 はじめに

令和7年7月1日の中央防災会議において、防災基本計画の修正が決定されました。

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第34条第1項に基づき、内閣府の中央防災会議が作成する、我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるものです。この防災基本計画に基づき、指定行政機関や指定公共機関は防災業務計画を、都道府県防災会議や市町村防災会議は地域防災計画をそれぞれ作成しています。

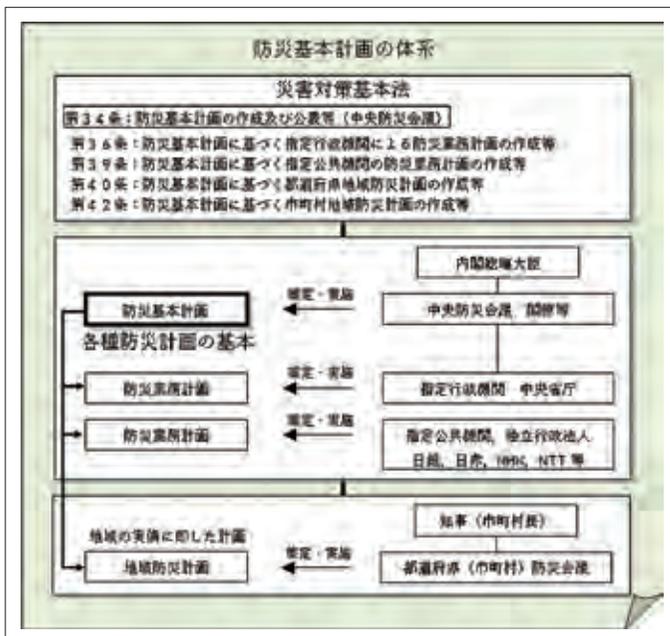
このたび、令和7年通常国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第51号）など関連法令の改正や、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」報告書、防災に関する最近の施策の進展等を踏まえた修正を行ったので、その概要について紹介します。

2 防災基本計画の修正に至った背景

防災基本計画は、法第34条第1項に基づき、毎年修正の検討を行い、必要があると認められるときは修正しなければならないとされています。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、多くの人命や家屋等への甚大な被害のほか、インフラ・ライフライン等への多大な被害をもたらされ、また、多数の被災者が避難を余儀なくされました。内閣府では、同年6月、中央防災会議の防災対策実行会議の下に「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」（以下「能登半島地震WG」という。）を設置し、応急対策や生活支援策の今後の方向性について検討が行われ、同年11月に報告書「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」をとりまとめ、公表されました。

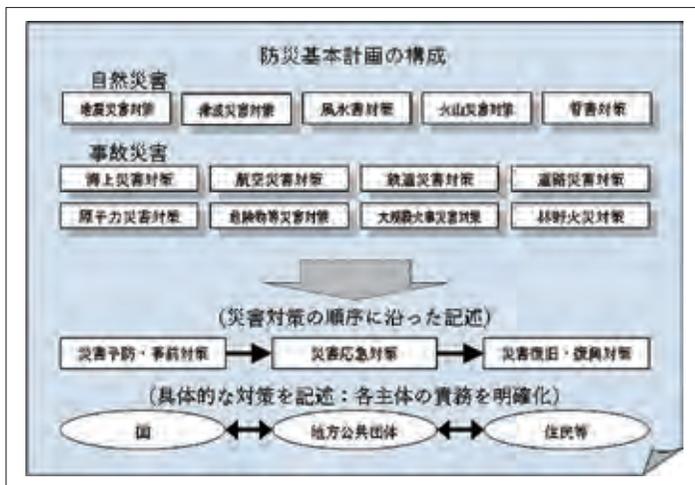
また、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図



防災基本計画の体系

るため、「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が令和7年通常国会に提出され、令和7年5月28日に成立、同年6月4日に公布されました。

こうした能登半島地震WG報告書で示された実施すべき取組や、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」をはじめとする関連法令の改正、また、各府省庁における防災に関する施策の進展等を今後の災害対応に生かすため、今後、防災基本計画の修正を行うこととしました。



防災基本計画の構成

3 関連する法令の改正を踏まえた修正

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ災害対応の強化を図るため関係法令の改正が行われたことを受けて、防災基本計画について以下の修正を行いました。

- ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえ、
 - 国による災害対応の強化として、指定行政機関等が被災都道府県の要請を待たずに災害応急対策の応援を実施できること、被災市町村が国に対して応急措置の実施を直接要請できることを位置付けました。
 - 被災者支援の充実として、被災都道府県は、DWAT（災害派遣福祉チーム）を避難所の避難者のみならず在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとなりました。

また、被災市町村は、広域一時滞在の受入先市町村との間で、被災住民に係る情報を確実に共有し、受入先市町村は被災住民に対し支援情報を提供するものとなりました。

さらに、災害対策基本法の改正により被災者援護協力団体の登録制度が創設されたことを受け、国は、被災者援護協力団体の登録やデータベース整備を推進するとともに、国・地方公共団体は、平時から登録団

体との連携を強化するものとなりました。

加えて、市町村は、避難生活に必要な所定の物資について想定最大避難者数分を備蓄して備蓄状況を公表するとともに、都道府県は、市町村備蓄で不足が懸念される物資等の備蓄に努め、備蓄状況を公表するものとなりました。

- 復旧・復興の迅速化として、地方公共団体は、事前復興まちづくり計画の策定等の復興事前準備に努めるものとし、国はこれを推進するものとなりました。
- ・ 「道路法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第22号）による改正を踏まえ、道路管理者は、道路法等に基づき、道路啓開計画の策定・定期的な見直しを実施するものとなりました。

4 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

3で述べた修正のほか、令和6年能登半島地震を踏まえた修正を以下のとおり行いました。

- ・ 被災者支援の充実として、市町村は、避難所開設当初から、栄養バランスのとれた適温の食事を提供するための炊き出し場所、調理器具、食料を確保するほか、入浴施設の設置状況等を把握し必要な支援に努めるものとし

防災基本計画修正（令和7年7月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体で作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

関連する法令の改正を踏まえた修正

<災害対策基本法等の改正>

○ 国による災害対応の強化

- ・ 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- ・ 市町村から国に対する応急措置実施の要請
- ・ 防災監の政府災害対策本部への参画

○ 被災者支援の充実

- ・ 在宅・車中泊避難者へのDWT派遣による福祉サービスの提供
- ・ 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- ・ 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- ・ 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

○ 復旧・復興の迅速化

- ・ 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

<道路法等の改正>

- ・ 道路再開計画の策定・定期的な見直しの法定化

<航空法等の改正>

- ・ 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行

その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 災害時における船舶活用医療の提供
- ・ 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- ・ 港湾における官民協働での高潮対策（船舶対策）
- ・ 広域に跨り積もる火山灰への対策（住民の安全確保等）の推進
- ・ 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災縮の見直し
- ・ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- ・ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○ 被災者支援の充実

- ・ 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- ・ 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- ・ キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- ・ 迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄

○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・ 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- ・ 突災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

○ 官民連携や人材育成の推進

- ・ 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- ・ 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化

○ 消防防災力の充実強化

- ・ 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- ・ 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- ・ 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- ・ 上下水道一体での災害対応の実施（優先復旧配所の事前調査等）
- ・ 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

○ 被災地における学びの確保

- ・ 被災地学び支援派遣等枠組み（Q-est）による教職員等の派遣

○ 防災DXの加速

- ・ 新総合防災情報システム（SDBO-WEB）や新物資システム（E-PLG）の利活用促進、研修・訓練の実施
- ・ 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- ・ 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

防災基本計画修正（令和7年7月）の概要

ました。

また、能登半島地震では自主避難所が多く発生し、把握に課題があったことから、市町村は、指定避難所以外の避難所について、事前の協定・届出等によりその情報を把握するものとなりました。

さらに、国は、災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等を登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するものとなりました。また、迅速なプッシュ型支援を実施するため、国の備蓄物資の分散備蓄を実施するものとなりました。

- ・ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化として、能登半島地震では、保健・医療・福祉の各チームの連携に課題があったことを踏まえ、都道府県は、平時から、保健医療福祉活動チームの合同での訓練や研修等を実施して関係者間の連携体制を構築し、共通認識を醸成するものとなりました。

また、発災後速やかにDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を派遣できるよう、都道府県等は、被災都道府県の要請がなくとも、国の要請があった場合に派遣するものとなりました。また、保健師等チームを災害時に派遣できるよう、平時から育成するものとなりました。

- ・ 官民連携や人材育成の推進として、国は、全国域において活動をする災害中間支援組織であるJVOAD（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）と平時から連携し、情報共有会議や研修・訓練等を実施するものとなりました。

また、国・地方公共団体は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材を育成・確保に努めるとともに、国は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとなりました。

- ・ 消防防災力の充実強化として、市町村は、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携により、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとなりました。また、消防本部は、津波時の浸水想定を勘案した消防体制を整備するものとなりました。
- ・ インフラ・ライフラインの復旧迅速化のため、国は、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）が多様な主体と連携した活動を実施するための体制を整備するものとなりました。また、上下水道の迅速復旧のため、上下水道事業者は、上下水道一体で最優先復旧する箇所の事前選定等を実施するものとなりました。
さらに、市町村は、地域住民等が所有する井戸・湧水の事前登録制度等により、災害時の代替水源の確保に努めるものとなりました。
- ・ 被災地における学びを確保するため、国・地方公共団体は、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、国の職員や教職員等を派遣するものとなりました。
- ・ 防災DXの加速による被災情報の迅速な共有等に向けて、国・地方公共団体は、災害時に新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）に情報集約されるよう、利活用を促進し、研修・訓練の実施に努めるものとなりました。また、国・地方公共団体は、令和7年3月から運用が開始された防災IoTシステム等の活用により画像情報を関係機関間で迅速に共有するものとなりました。さらに、市町村は、避難所開設時に、あらかじめ付与された全国共通避難所・避難場所IDを都道府県に報告し、都道府県は国に共有するものとなりました。

5 最近の施策の進展等を踏まえた修正

3、4のほか、各府省庁における最近の施策の進展等を踏まえた修正を以下のとおり行いました。

- ・ 船舶を活用した医療に関して、国は、都道府県の要請又は政府本部の依頼に基づき、船

舶を活用して、被災地域内の港湾での医療活動や傷病者の搬送を行うものとなりました。

- ・ 避難所等におけるこども・若者の居場所の確保として、市町村は、指定避難所にキッズスペースや学習スペースを設置など、こども・若者のニーズへの配慮に努めるものとなりました。
- ・ 広域に降り積もる火山灰への対策として、国・地方公共団体等は、広域降灰対策の基本的な考え方にに基づき、住民の安全確保等の対策を推進するものとなりました。
- ・ 令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を踏まえ、林野火災編を見直した。具体的には、林野火災の予防強化のため、国・地方公共団体は、SNS等の媒体を活用した周知、林野火災発生危険度等に係る情報発信を行うものとなりました。
また、消防機関は、地上・空中消火の連携により消火活動を行うとともに、国・地方公共団体は、効果的な消火活動に向けて、平時から体制の整備や、ドローンなど資機材・車両等を整備するものとなりました。

6 おわりに

今回の防災基本計画の修正においては、3～5に紹介した内容を主とする修正を行いました。今後も、防災に関する科学的研究成果や、新たな災害が発生した場合にはその災害対応の教訓等を踏まえて、その時々での防災上の重要課題を的確に反映させ、アップデートしていかなくてはなりません。

また、今回の防災基本計画の修正を踏まえ、指定行政機関・指定公共機関や地方公共団体において、それぞれ防災業務計画や地域防災計画を修正することとなります。防災計画制度は、各主体の計画的な防災行動を促す主要な手段ですが、計画を作成するだけでなく、計画の実効性を確保することが重要です。このため、地方公共団体等においては、平時から計画記載事項を確認するほか各種の訓練等を通じて不断の見直しに取り組まれることを期待します。